

入札参加業者公募

社会福祉法人 亀望会
理事長 多根 一之

下記の工事に関する競争入札を実施する予定ですので、参加を希望される方は入札参加申込書に必要書類を添付の上、提出をお願いいたします。

1、工事概要

工事名称：ケアハウス コスモスガーデン ボイラー及び、濾過改修工事
工事場所：大阪市西区江之子島3丁目6番18号
工事内容：ケアハウス コスモスガーデン ボイラー及び、濾過改修工事
工 期：令和8年3月末日まで

2、参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続きの申立てをしていない者又は申立てをされていない者。
- (3) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始の申立（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条第1項又は第2項の規定による更生手続き開始申立てを含む）をしていない者又は更生手続き開始の申立てをされていない者。
- (4) 公告の日までに、建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事のうち、塗装工事及び防水工事について同法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けている者。
- (5) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
管工事の総合評点（P点）が1700点以上、経営状況評点（Y点）が680点以上あること。
- (6) 公告の日から開札の日までの期間において建設業法による営業停止の行政処分等を受けていない者。
- (7) 入札を実施する前に、法人に対して工事費を提示し又は工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる等の行為を行う恐れがなく及び行わない者。
- (8) 当該法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当該法人の理事長又は理事等が特別の利害関係を有する業者でない者。
- (9) 社会福祉法に規定する2000㎡以上の社会福祉施設において改修工事を施工した実績のあること。
- (10) 大阪市内に事業所の本店又は支店があること。
- (11) 公告本文に定める入札参加資格を全て満たすものであること。

3、申込方法

- (1) 申請書の配布場所
社会福祉法人 亀望会 法人本部
〒550-0006 大阪市西区江之子島1丁目8番44号 江之子島コスモス苑内
- (2) 申請書の提出方法
別紙申請書を持参又は郵送にて下記提出先に提出
- (3) 申請書の提出先
社会福祉法人 亀望会 法人本部
〒550-0006 大阪市西区江之子島1丁目8番44号 江之子島コスモス苑内
TEL 06-6225-2662
- (4) 申請書配布期間
令和7年10月28日（火）～11月7日（金）
- (5) 受付期間
令和7年11月4日（火）～11月9日（日）（必着）

4、資格審査結果の通知

令和7年11月17日（月）理事会承認を経てFAXにてご通知

5、設計図書の配布

令和7年11月20日（木）

（時間、場所はFAXにて通知いたします）

※1.現場説明会を開催せず、入札参加者に対し個別に設計図書を配布、説明します。

※2.質疑応答について、質疑がある場合は、令和7年11月27日（木）正午までに法人のメールアドレスへ送る事。質疑応答は同年11月28日（金）の午後3時00分までに回答を行います。

6、入札

- (1) 入札日時
令和7年12月1日（月） 午後4時30分
- (2) 入札場所
社会福祉法人 亀望会 法人本部
- (3) 予定価格
設計図書配布時、説明要綱に記載し、提示します。
- (4) 入札方法
 - ・入札書の提出は持参によるものとし、入札時には身分を証明できるもの（名刺等）を掲示すること。なお、入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状を持参すること。
 - ・入札会場入場者は、各社入札を行うもの一人のみとする。
 - ・落札決定にあたっては、入札書記載金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ・いったん提出された入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。
 - ・入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められたときは、入札を延期又は中止することがある。
 - ・入札参加資格者であっても、入札時点において参加資格がないものは、入札に参加できない。
- (5) 入札の無効
 - ・代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき
 - ・入札書に記入すべき事項を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき
 - ・入札書に記名押印がないとき
 - ・入札金額を改ざんし、又は訂正したとき
 - ・1件の入札に対して、2通以上の入札書を投函したとき
 - ・入札者もしくはその代理人が、同一の入札において他の入札者の代理人となり、又は数人が共同して入札したとき。
 - ・入札参加資格のない者が入札したとき
 - ・入札に関して不正な行為を行ったとき、又は不正な行為が行われた恐れが非常に強いと認められたとき
 - ・その他、入札に関する条件に違反したとき
- (6) 落札者の決定
 - ・予定価格の範囲内で最低の価格を入札した業者を決定とする。
 - ・落札者となりうる業者が2社以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定する。
 - ・予定価格に達しない場合もしくは不調に終わった場合は再度の入札を行う。

7、入札保証金

入札保証金は免除します。